

多賀城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 多賀城市地域気候変動適応計画

概要版



出典：環境省

私たちが暮らす地球は、二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスが熱を逃しにくい性質を持つために、快適な気温に保たれています。

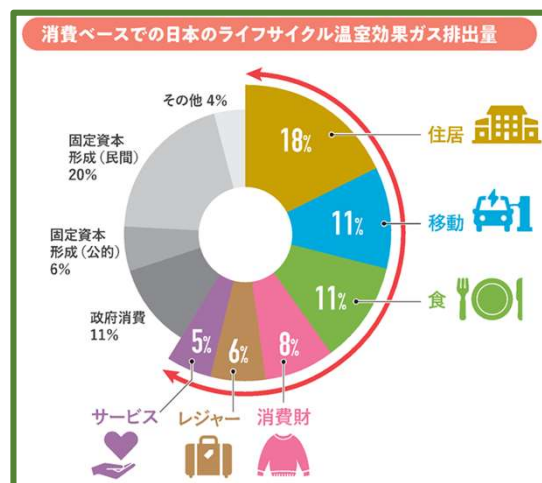
近年、日常生活や事業活動に伴い発生するCO₂などの温室効果ガスの増加により**地球温暖化**が進行し、それに伴う**気候変動**は私たちの生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えています。

温室効果ガスの増加には、人類の社会活動が大きな影響を及ぼしていると言われています。

温室効果ガスのうち、約60%は私たちの日常生活

から排出されるCO₂が占めています。

令和3年（2021年）8月に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書では、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクはさらに高まることが予測されています。



出典：2023スマートライフおすすめブック

今、私たち一人ひとりが直面する地球温暖化に対し行動しなければ、将来にわたって健康で文化的な生活を送ることができなくなってしまいます。未来を担う子どもたちに快適な環境を残していくためにも、地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

令和4年（2022年）2月3日、脱炭素社会の実現に向けた国際的な動向、国、県の取組等を踏まえ、令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す多賀城市「ゼロカーボンシティ」宣言を表明しました。

このような状況のもと、本市の自然的条件や社会的条件を踏まえ地球温暖化対策をさらに推進するため、「多賀城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、市民・事業者・市の各主体がそれぞれの立場や役割に応じて、温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応に取り組んでいくものです。

多賀城市都市産業部環境施設課

〒985-8531
多賀城市中央二丁目1番1号

TEL：022-368-4126
FAX：022-368-9069

計画の位置づけと削減目標

計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項及び気候変動適応法第12条に基づき、本市の現状や地域特性を踏まえ、市民・事業者・市の各主体がそれぞれの立場や役割に応じて、多賀城市域から排出される温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応に取り組んでいけるよう定めるものです。

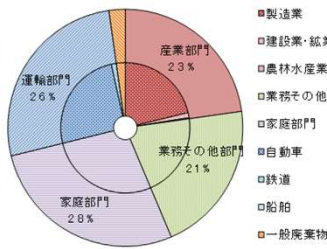
計画期間 令和6年度（2024年度）から令和12年度（2030年度）までの7年間

多賀城市の温室効果ガス排出量の現状と削減目標

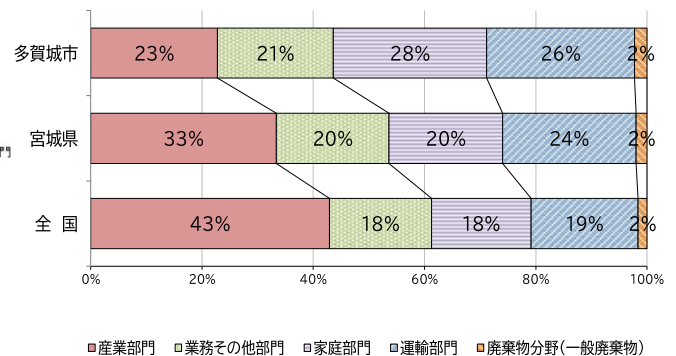
温室効果ガスの排出状況（令和2年度）

- 本市区域の温室効果ガス排出量の部門別の構成比は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門ともに25%前後と均衡している状況です。
- 全国や宮城県と比較すると、産業部門の割合が低く、家庭部門の割合が高い構成比になっています。

部門	令和2年度 排出量 (千t-CO ₂)	構成比
合計	308	100%
産業部門	70	23%
製造業	66	21%
建設業・鉱業	4	1%
農林水産業	1	0%
業務その他部門	64	21%
家庭部門	85	28%
運輸部門	82	26%
自動車	78	25%
旅客	50	16%
貨物	28	9%
鉄道	4	1%
船舶	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	7	2%



出典：環境省「自治体排出量カルテ」



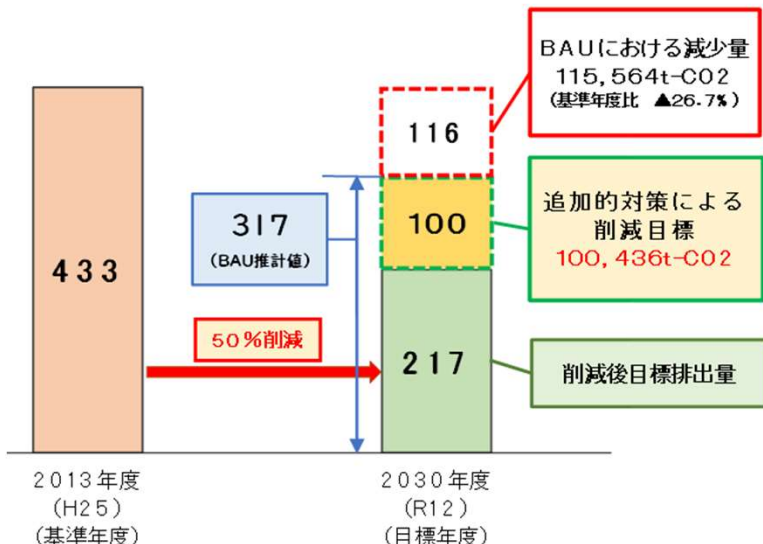
出典：環境省「自治体排出量カルテ」

（端数処理により、合計値が各部門の積上げ値と一致しない場合があります。）

全ての部門で総合的に取り組んでいく必要がある！

温室効果ガスの削減目標

温室効果ガス排出量（単位：千t-CO₂）



2030年度における
温室効果ガス排出量
を2013年度比で
50%削減

BAU：活動量の将来予測のみを基礎として、今後追加的な温室効果ガスの排出削減対策を見込まない場合のことです。

温室効果ガス削減のための取組

基本目標1	取組の視点	地球にやさしい選択ができるまち
-------	-------	-----------------

地球温暖化に対する一人ひとりの理解が深まり、日常生活のあらゆる場面において、誰もが環境に配慮した行動をとることができるよう、意識改革や行動変容を後押しするための施策を推進し、地球にやさしいライフスタイルへの変革を促進します。

具体的施策



1. ライフスタイル・ビジネススタイルの見直し
2. 地産地消による省エネの推進
3. エコドライブの実践、カーシェアリングの利用
4. 宅配便の再配達防止、削減
5. 環境教育への積極的な参加及び環境に配慮した行動の実践
6. 市民や事業者へ向けた情報提供、情報共有及びネットワーク形成支援



基本目標3	取組の視点	緑豊かで、人へも地球へも負荷を減らすことができるまち
-------	-------	----------------------------

私たちの生活を支える公共施設や商業施設、医療・福祉施設、教育施設などの公共的な施設や交通システムなどは、中長期的に温室効果ガスの排出量に影響を与え続けることから、都市機能の集約化や公共交通網の再構築など、脱炭素型のまちづくりを推進する必要があります。

また、温室効果ガスの吸収源となる都市公園や緑地の整備・保全、住宅や事業所等の緑化を推進します。

具体的施策

1. 公共交通機関の活用等
2. 身近な緑化推進
3. 歩いて楽しいまちの形成



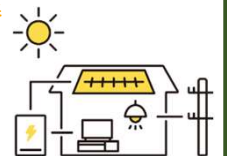
基本目標2	取組の視点	地球にやさしいエネルギーをつくり、つかうことができるまち
-------	-------	------------------------------

令和12年度（2030年度）までに温室効果ガス排出量50%削減を達成し、令和32年度（2050年度）までにゼロカーボンシティを実現するためには、発電において温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの導入拡大が不可欠であり、国においても、地域の再生可能エネルギーポテンシャルを有効活用していくことが重要とされています。

本市区域における再生可能エネルギーポテンシャルは、現在のところ太陽光に限られているため、これを最大限に有効活用すべく、太陽光発電の導入促進と併せた省エネルギー対策に関する施策を推進します。

具体的施策

1. 太陽光発電等の普及促進
2. 再生可能エネルギーの普及、効率的利用の促進
3. 次世代自動車の普及促進
4. 省エネルギー機器の導入促進
5. 建物の脱炭素化



基本目標4	取組の視点	ロスをなくす工夫のできるまち
-------	-------	----------------

温室効果ガスを削減し、ゼロカーボンシティの実現に向けた持続可能な資源循環の形成は、必須事項と言えます。

家庭や事業所などから排出されたものを廃棄物として処理するのではなく、可能な限り資源として循環させる仕組みを構築し普及するための取組を推進します。

具体的施策

1. ごみの減量化
2. ごみの分別排出の徹底
3. リサイクルの推進
4. プラスチック製ごみの削減
5. 食品ロスの削減



気候変動への適応

気温の上昇や短時間強雨の発生頻度の増加など、気候変動に伴う影響は表れ始めており、今後、本市区域において気候変動による影響が懸念される分野・事項について、市や市民、事業者など多様な関係者の連携・協力の下、適応の観点から、対策に取り組むことが求められています。

本計画では、本市区域において影響が大きいと考えられる4つの分野について検討します。

自然災害

影響

洪水、土砂災害

適応策

市民・事業者に期待される取組

- ・防災ハザードマップ等で避難所、避難経路を確認
- ・防災グッズや飲食品等の備蓄
- ・エネルギーの自給自足の検討

事業者に期待される取組

- ・防災・事業継続マニュアルの作成

市の取組

- ・防災、減災情報の発信
- ・雨水排水、貯留浸透機能の充実
- ・グリーンインフラの推進
- ・地域と連携した災害対応

国民生活・都市生活

影響

ライフラインへの被害、都市インフラへの影響

適応策

市民・事業者に期待される取組

- ・雨水浸透施設の設置及び維持に努める
- ・住宅や事業所を涼しくする取組の実践

事業者に期待される取組

- ・クールスポットの創出への協力

市の取組

- ・ライフライン、都市インフラの確保
- ・雨水排水、貯留浸透機能の充実
- ・ヒートアイランド現象の軽減

健康

影響

熱中症、感染症を媒介する節足動物（蚊やダニ）の生息地域の拡大

適応策

市民・事業者に期待される取組

- ・適切なエアコンの使用や水分、塩分補給をし、熱中症の予防に努める
- ・気候の変化に応じたライフスタイルの実践

事業者に期待される取組

- ・気候の変化に対応した事業活動の実践

市の取組

- ・熱中症予防対策
- ・ライフスタイルの改善
- ・感染症対策

農業・林業・水産業

影響

生育障害、品質低下、病虫害被害

適応策

市民に期待される取組

- ・農地の保全活動への協力
- ・地元農産物の積極的な購入

事業者に期待される取組

- ・気候変動に対応した栽培技術、新たな品種の栽培などの取組の検討、実践
- ・地場産品の高付加価値化などの協力

市の取組

- ・農業者への情報提供
- ・農業水利施設等の適正管理
- ・農業経営の安定化